伺年月日	令和 年 月	日	取得	平成・令和	年	月	田	常務理事	事務長	課 長	業務係長	主任	係
申請の	1.満たしている		喪失	平成・令和	年	月	田						
要件	2.満たしていない		扶養認定	平成・令和	年	月	田						
受付番号	No,												

## 健康保险 被保険者

様式1号

記号・(フリガナ) マーマー マーマー マーマー マーマー マーマー マーマー マーマー マー		被保険者の日		番号		生年月日	昭和・平成	年 月	日
(フリガナ)			紀・印	•			事業所の		
(フリガナ)					名称				
(フリガナ) 〒					所在地				
Ŧ				被保険者住	: 所 ・日中連絡がと	れる 電 話 番 号			
	_								
					電話番号	<del> -</del>	( )		
	出産予定者		氏 名			_		<b>医予定日</b>	
()*(	・ 保険者の場合は不見	亜です)	生年月日	昭和 •	平成 年	月 日	令和	年 月	
	予定出産児数		エーカロ	РДЛИ		定医療機関等			
	生元数				山座 1	C / C / C / C / C / C / C / C / C / C /			
	人名	称			所在地				
ht /미 IV	本が田立キット	よのきムー	: 7 H A	1	<b>☆₩</b> .2×111→	電話番号	(	)	
	₹者が出産するた≀ <sup>-</sup> るのはどちらで <sup>-</sup>		りる場合、		家族が出産す 被扶養者とな	けるための請求であるホ なった時期	<b>易</b> 百、		
	保険者期間中の出					より6ヵ月以上前			
イ. 資	格喪失後6ヵ月以	内の出産予算	Ė		イ. その他				
	資格喪失後加入し					被扶養者となる前に加			
	下欄 ↓ に記力	人してくださ		J	保険制度	ぎを下欄 ↓ に記入し	てください		
制度名 保険	当及び 者 名		被保	<del>!</del> 険者 名		被保険者証の記号番号			
		銀行	<u> </u>	本店支店		(フリガナ)			
甲の		金庫				口座名義人			
振込先			農協		出張所				
	預金種別		普通 ・ その	)他(	)	口座番号			
甲が請求す	<b>E費用の請求額が、</b>	の医療機関等 金等のうち、	乙が甲に対し ごた額未満の場 日	制度は利用しま て出産に関し請		胎上限42万円・多胎の	(と定め、次の権限 場合は児数に応じた		
		理人) の	氏 名 住 所						
		理人)の	住 所						
		理人)の	住 所 氏 名	(	)				
		理人)の	住 所	(	) 本店		(フリガナ)		
		理人)の	住 所 — 氏 名 — 電話番号	(	) 本店 支店	口座名義人	(フリガナ)		
		理人)の	住 所 氏 名 電話番号 銀行	(		口座名義人	(フリガナ)		

## 被保険者の皆様に対する留意事項

- 1. この申請書による出産育児一時金の申請は、出産予定日まで2ヶ月以内であることとなっています。
- 2. この申請書を提出いただいた場合、出産予定の医療機関等と健康保険組合の間において、申請書の受付の有無、出産に関する証明、及び出産費用に関する情報提供を行いますので予めご了承ください。標題の「被保険者」「家族」の文字は、いずれか該当する方をマル(○)で囲んでください。
- 3. ④の欄は、被保険者が自ら記入(自署)する場合には、押印は不要です。なお、被保険者以外の方の押印を省略することはできません。
- 4. この申請書の提出に当っては、次の書類を提示するか、又はその写しを添付してください。
- \*母子保健法第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳その他出産予定日を証明する書類。
- 5. 受取代理人である医療機関等以外で出産することになった場合は、すみやかに健康保険組合に申し出てください。
- 6. 付加給付は、直接被保険者へお支払いします。 (被保険者資格を喪失された後の出産の場合は支給されません。)

## 医療機関等の皆様に対する留意事項

- 1. 健康保険組合がこの申請書(受取代理用)を受付けた時は、その旨ご連絡します。
- 2. 出産し、出産費用が確定した時は、様式5の「出産費用請求報告書」に記名押印のうえ、出産費用の請求書写及び出産証明書類写を添えて健康保険組合へすみやかに送付してください。

## 被保険者・医療機関等の皆様に対する留意事項

- 1. この申請書による出産育児一時金の支払いは次のとおりです。
- (1) 医療機関等の出産に係る請求額が42万円(産科医療補償制度加算対象出産でない場合は40.8万円。 以下省略)以上である場合
  - ⇒ 出産育児一時金等の全額を医療機関等へお支払いします。
- (2) 医療機関等の出産に係る請求額が42万円未満である場合
- ⇒ 請求額として記載されている額を医療機関等へお支払いし、その請求額と42万円との差額 については、被保険者へお支払いします。
- ※上記(1)、(2)の金額は単胎に対するもので、多胎の場合は児数に応じた金額となります。

《◎ご不明な点があれば健康保険組合費06-6943-5436までお尋ねください。》